

城南家保ニュース Vol. 23-7

熊本県城南家畜保健衛生所 平成23年10月発行

〒868-0042 人吉市蟹作町一本杉 1237-1

<http://www.pref.kumamoto.jp/site/179/>

電話 0966-22-3814、FAX 0966-22-3617



新家畜伝染病予防法 “完全施行”

本年4月の家畜伝染病予防法の改正に伴い飼養衛生管理基準の見直しなどが行われました。そして新たに追加された規定は、平成23年10月1日に完全施行となりました。

今回の法改正については、昨年の宮崎県で未曾有の大被害となった口蹄疫発生の影響が大きいと思われますが、家畜伝染病の発生の予防、早期発見・通報、および迅速・的確な初動防疫に重点を置いた中身となっています。

その法律の中身は、単に口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの予防のみが対象ではありません。飼養衛生管理基準は一般的な疾病の予防に関するものであって、さらに地域全体で取り組むことで家畜伝染病の発生を防ぐものです。このことから、畜産関係者一丸となって頑張ることが重要です。

注意！ アカバネ病の生後感染

8月下旬以降島根県ではアカバネ病※により牛に神経症状や起立不能をおこす病気が発生しています。アカバネ病については、通常、妊娠した牛が異常産を起こすことで知られていますが、育成牛や成牛などで症状を起こす生後感染は、本県でも平成18年から20年にかけて多く発生し、記憶に新しいところです。今回も同様に流行するおそれがあると思われます。また家保が定期的実施している抗体検査でも一部に陽転が見られています。牛飼養農家においては、異常産三種混合ワクチンの接種、媒介昆虫の防除対策など衛生管理の徹底に努めましょう。

アカバネ病とは、牛の異常産（流産、死産、奇形）を起こす病気で、ウイルスが原因です。

母牛が妊娠中、ウイルスを持った吸血昆虫（ウシヌカ）に刺されることで罹ります。

ワクチンがありますが、仔牛や免疫を持たない牛で罹ると神経症状や起立不能を起こすことも知られています

第 62 回球磨畜産共進会が開催されました。

昨年度は、宮崎県で発生した口蹄疫の影響で中止された畜産共進会が、球磨郡錦町の球磨畜産農協家畜市場で 9 月 28 日に開催されました。今回の共進会は県畜産祭りの予選も兼ねていて、各地域で選抜された体型、血統の優れた牛が一同に揃い、会場は大勢の生産者などで賑わいました。

育成牛 1 部から 2 頭、2 部から 2 頭、経産牛の部から 2 頭が選ばれ、グランドチャンピオンは多良木町の（さちこ 5 号）に決まりました。



『動物フェスタ ‘11』が開催されました！

今年も、人吉球磨獣医師会主催による『動物フェスタ ‘11』が動物愛護週間*の 9 月 23 日（秋分の日）、人吉市石の公園において開催されました。家保からは、とりわけ冬場に問題となる高病原性鳥インフルエンザや昨年宮崎で大発生した口蹄疫などの家畜伝染病、またそれに伴う防疫対策などの家保の仕事についての解説をポスターで紹介しました。その他のコーナーでも混雑するほどの大盛況で、この日に訪れた人の数は、2 千 5 百人を上回りました。

動物愛護週間*は、国民の間に広く動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めることを目的に「動物の愛護及び管理に関する法律」（動物愛護管理法 第 4 条）により定められています



家畜に異常が見られたら城南家畜保健衛生所まで連絡してください。

熊本県城南家畜保健衛生所

電話 0966—22—3814

熊本県城南地区家畜自衛防疫促進協議会

電話 0966—28—3234